

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 環境省環境計画課 ）

制 度 名		環境未来都市整備地域における税制上の特例措置	
税 目		所得税、法人税（検討中）	
要 望 の 内 容	環境未来都市整備促進法（仮称）に基づき、環境未来都市整備地域において税制のグリーン化等の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	
新設・ 拡充又は 延長を 必要とする理由	<p>政策目的</p> <p>新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に位置付けられた環境未来都市構想を実現する。</p> <p>《21 世紀の日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト》 強みを活かす成長分野</p> <p>・グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト</p> <p>2. 「環境未来都市」構想</p> <p>未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。具体的には、内外に誇れる「緑豊かな、人の温もりの感じられる」まちづくりのもとで、「事業性、他の都市への波及効果」を十分に勘案し、スマートグリッド、再生可能エネルギー、次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築、事業再編や関連産業の育成、再生可能エネルギーの総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する。</p> <p>このための新法を整備する（環境未来都市整備促進法（仮称））。関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。また、都市全体を輸出パッケージとして、アジア諸国との政府間提携を進める。</p> <p>施策の必要性</p> <p>環境未来都市構想を実現するためには、一定の地域において、温室効果ガスの排出削減等に資する投資を活発化させ、環境という切り口から社会経済システムを変革することが必要である。</p>		
	今 回	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の

	位置付け	
	政策の達成目標	未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出す。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2020年まで
	同上の期間中の達成目標	新成長戦略において、2020年までに達成すべき目標として、他のグリーン・イノベーションに係る施策と併せて、「50兆円超の環境関連新規市場」、「140万人の環境分野の新規雇用」、「日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）を目標とする」が掲げられている。
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望に係る租税特別措置を講ずることで、環境未来都市整備地域において環境関連事業・産業に対する投資を促進することが可能。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税（検討中））を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	環境未来都市戦略構築事業 1.4億円 環境未来都市実証事業 25億円 環境未来都市利子補給金 0.4億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	環境未来都市整備地域において、本要望に係る租税特別措置に加えて、上記の地方税に係る支援措置、予算措置等を総合的な政策パッケージとして講ずることにより、環境関連事業・産業に対して集中投資を促進する。
	要望の措置の妥当性	企業の投資は、各企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、各企業の投資を促進する施策を講ずる必要がある。その際には、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		-